

さやまテレビサービス加入契約約款

第1条 (総則)

1. 狭山ケーブルテレビ株式会社 (以下「S・CAT」という) は、さやまテレビサービス加入契約約款 (以下「本約款」という) に基づき、さやまテレビサービス (以下「本サービス」という) を契約者に提供します。
2. 本サービスは、S・CAT が東日本電信電話株式会社 (以下「NTT 東日本」という) から提供を受ける「卸電気通信役務」を利用して提供する、光電気通信網を用いたさやまテレビ映像伝送サービスであり、本約款は本サービスを利用する契約者に適用されます。
3. 本サービスについて本約款に定めのない事項は、「狭山ケーブルテレビ加入契約約款」、別途 S・CAT が定める「さやまテレビ重要事項説明書」において定める規定が適用されます。
4. 本約款は契約者に予告なく条項の追加・削除をする場合があります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

第2条 (S・CAT が提供するサービスの内容)

S・CAT は加入者に次のサービスを提供します。

1. 基本番組サービス(デジタル放送)
別に定める基本サービス利用料金範囲内の、放送事業者のテレビジョン放送及びデータ放送、FM ラジオ放送の同時再送信サービス、並びに有料番組サービスを除く S・CAT による自主放送サービス。
2. 有料番組サービス(デジタル放送)
放送事業者のテレビジョン放送及び自主放送サービスの内、基本番組サービスに含まれないサービス。
但し、基本番組サービスの提供を受けられる方に限ります。
3. 再送信サービス(デジタル放送)
別に定める再送信サービス利用料金範囲内の、放送事業者のテレビジョン放送及びデータ放送、FM ラジオ放送の同時再送信サービス、並びに有料番組サービスを除く S・CAT による自主放送サービス。
4. 上記に附帯するサービス。

第3条 (用語の定義)

本約款において使用する用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
光コラボ事業者	NTT 東日本との間で光コラボレーションモデルに関する契約を締結し、光コラボレーションモデルに係る電気通信サービスを提供する者
IP 通信網契約	NTT 東日本の IP 通信網サービス契約約款に規定する IP 通信網サービス (メニュー 5-1 の 100Mb/s の品目のものにおける通信の態様による細目がプラン 3-1 のもの、メニュー 5-1 の 200Mb/s の品目のもの、メニュー 5-1 の 1Gb/s の品目のものにおける通信の態様による細目がプラン 3-1 のもの、メニュー 5-1 の 1Gb/s の品目のものにおける通信の態様による細目がプラン 4-1 のもの、メニュー 5-2 の 100Mb/s の品目のものにおける契約者回線の態様による細目がグレード 1-1 のもの、メニュー 5-2 の 200Mb/s の品目のものまたはメニュー 5-2 の 1Gb/s の品目のもの (学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。) に限ります。) の提供を受けるための契約 (ただし、IP 通信網サービス契約約款に規定する提供の形態による細目が I 型のものとは除きます。)
IP 通信網契約者	NTT 東日本との間で IP 通信網契約を締結している者、及び光コラボ事業者との間で光コラボレーションモデルに係る電気通信サービスの利用契約を締結している者
フレッツ・テレビ伝送サービス契約	映像通信網サービスの提供を受けることを目的として、NTT 東日本のフレッツ・テレビ伝送サービス利用規約に基づき S・CAT または NTT 東日本もしくは光コラボ事業者と締結する契約
さやまテレビ映像伝送サービス契約	フレッツ・テレビ伝送サービスを利用した映像通信網サービスの提供を受けることを目的として、S・CAT と締結する契約
V-ONU 機器	電気通信事業者が住宅内に設置する回線終端装置

第4条 (契約の単位)

加入契約の単位は、さやまテレビ映像伝送サービス契約及びフレッツ・テレビ伝送サービスをあわせて1の契約の単位とします。ただし加入する世帯(同一の住所で起居し生計を同じくする者の集団)が複数となる場合(集合住宅居住者等)は、加入契約を世帯(事務所・店舗等も同様とする)ごととします。

第5条 (加入申込みの条件)

1. 加入契約は、S・CATのサービスの提供を受けようとするもの(以下「加入申込者」という)があらかじめこの約款を承諾し、別に定める加入申込書に所要事項を記載の上S・CATに提出することにより申込みとし、S・CATがこれを承諾したときに成立するものとします。
2. 加入申込みには、IP通信網契約を締結しているまたは本申込みと同時に締結することが必要となり、IP通信網契約者であることが条件となります。
3. S・CATは、同条第1項及び2項の規定に係わらずサービスの提供が技術的な理由などにより困難なときは、加入契約の申込みを承諾しないことがあります。

第6条 (契約の成立及び書面の交付等)

1. S・CATは、サービス提供の為に工事が完了した日を契約が成立した日(以下「契約成立日」という)とします。
2. S・CATは、契約締結時に契約内容及び契約成立日を記載した書面を、S・CATが定める方法(紙面または電磁的方法等)により加入申込者に交付します。

第7条 (初期契約解除・契約申込の撤回等)

1. 加入申込者は、契約成立日から起算して8日を経過するまでの間、法令に基づき、書面により当該契約の解除を行うことができます。ただし、契約の解除を行う場合、加入申込者は当該契約に伴う工事が完了済みの場合には、その工事及び手続きに要した費用を負担するものとします。
2. 前項の規定による加入契約の解除は、同項の書面を發したときにその効力を生じます。
3. 第1項の規定の他、加入申込者は契約成立日より以前にS・CATに対して申し出を行うことで、当該契約の申込みを撤回することができます。ただし、申込の撤回を行う場合、加入申込者は当該契約に伴う工事の一部が完了済みの場合には、その工事及び手続きに要した費用を負担するものとします。
4. S・CATは、契約の解除及び契約申込の撤回を行う加入申込者に対して、S・CATが別に定める違約金等の負担は求めません。ただし、あらかじめ契約申込みの撤回をする等、悪意の意思を持って加入契約の申込みを行った場合等、加入契約の申込みをしようとするものに対する保護をはかることとする同項の規定の趣旨に反していると明らかに認められるときは、この限りではありません。

第8条 (最低利用期間と違約金)

1. 最低利用期間は、本サービス契約成立日から6ヶ月とします。(契約成立日は、第6条1項の規定によります。)
2. 最低利用期間内に加入者都合により契約の解除があった場合には、違約金として以下の金額をご請求いたします。
さやまテレビコース短期解約違約金：880円(税込) または STBコース短期解約違約金：5,500円(税込)
また、すべての契約を解除する場合は、別途料金表の光回線加入プランに応じた短期解約違約金を併せてご請求いたします。

第9条 (契約の有効期間)

契約の有効期間は、契約成立日から1年間とします。ただし、契約期間満了の10日前までにS・CAT、加入者、いずれからもS・CAT所定の方法による申告がない場合には、引き続き1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

第10条 (契約手数料等)

加入申込者は、新規でS・CATが提供する光回線(さやま光)の契約をする場合、S・CATが別に定める料金表に従い契約手数料等をS・CATに支払うものとします。

第11条 (利用料)

1. 加入者は、S・CATが別に定める料金表に従い、次の利用料を支払うものとします。
 - (1) 基本番組サービス利用料
セットトップボックス(以下「STB」という)を取り付け、基本番組サービスの提供を受け始めた日の属する月の翌月から基本番組利用料を毎月支払うものとします。
 - (2) 有料番組サービス利用料
有料番組のサービスを受ける場合には、サービスの提供を受け始めた日の属する月から有料番組利用料を毎月支払うものとします。

(3) 再送信サービス利用料

再送信サービスを受ける場合には、さやまテレビコース料またはさやまテレビ基本料を支払うものとします。

さやまテレビコース料は、サービスの提供を受け始めた日の属する月の翌月からサービス利用料を毎月支払うものとします。(さやまテレビコース料には、S・CAT が提供するさやまテレビ基本料とフレッツ・テレビ伝送サービス料を含みます。)

さやまテレビ基本料は、サービスの提供を受け始めた日の属する月の翌月を料金算定基準とし、サービス利用料の1年分の料金を前もって支払うものとします。(さやまテレビ基本料は、S・CAT が提供するさやまテレビ映像伝送サービス料となり、フレッツ・テレビ伝送サービス料は含まないものとします。ただし再送信サービスを受ける場合には、フレッツ・テレビ伝送サービス契約を NTT 東日本または他の光コラボ事業者と締結する必要があります。)

2. S・CAT が、第1項に定めるサービスの内、加入者が契約しているサービスの全てにつき、月のうち継続して10日以上提供しなかった場合は、当該月分の利用料は無料とします。ただし、天災地変その他 S・CAT の責に帰することのできない事由によるサービス停止の場合は、この限りではありません。
3. 経済情勢の変化、提供するサービス内容の拡充に伴い、S・CAT は利用料の改定をすることがあります。この場合は、改定月の1ヶ月前までに加入者に通知します。
4. 日本放送協会 (NHK) の定めによるテレビ受信料 (衛星放送受信料を含む) 及び株式会社 WOWOW の有料番組サービスの視聴料は S・CAT が設定した利用料には含まれておりませんので、別途加入者が NHK 及び株式会社 WOWOW にそれぞれ直接お支払い下さい。
5. S・CAT は契約手数料または工事費を限定的に値引きすることがあります。期間中は通常の料金表とは別にキャンペーン期間料金表を定め、加入申込者はこれに従い料金を支払うものとします。期間終了後は通常の料金表に準ずるものとします。

第12条 (施設の設置及び費用の負担)

1. S・CAT は、放送センターから加入者宅の V-ONU 機器までの施設 (以下「S・CAT の管理施設」という)、並びに STB を設置し、これを管理することとします。
2. 加入者は、V-ONU 機器の出力端子以降の STB を除く全ての施設 (以下「加入者の施設」という) を設置し、これを所有することとします。
3. 加入者は、S・CAT が提供する各サービスを受けるにあたり、S・CAT の管理施設、並びに STB 設置に要する費用を、別に定める料金表により負担するものとします。
4. 加入者は、S・CAT が提供する各サービスを受けるにあたり、宅内増幅器などの加入者の施設の設置あるいは補修工事を要する場合、これに要する費用を負担するものとします。
5. 加入申込者の都合により加入契約に至らない場合は、第7条の規定により負担した費用の払い戻しはいたしません。
6. 集合住宅等の共聴設備によりサービスの提供を受ける場合については、別途協議するものとします。

第13条 (料金の支払方法)

加入者は、S・CAT が別に定める料金表の金額を S・CAT が別途指定する支払期日までに指定する方法により支払うものとします。

第14条 (預託金方式による料金の支払い)

加入者の選択により、加入者は S・CAT が別に定める料金表の額を S・CAT に預託することにより基本番組利用料及び STB レンタル料の支払いに代えることができます。本加入契約が解約された場合には、S・CAT は預託された金額を加入者からの文書による請求の日から、2ヶ月以内に加入者が指定した預金口座に振り込んで返却します。

第15条 (遅延利息)

加入者が料金等の支払いを支払期日より遅延した場合は、月利 1.2% の遅延利息を支払期日の翌日より支払日までの期間に応じて S・CAT に支払うものとします。

第16条 (STB の貸与)

S・CAT は、加入者に STB を貸与し、加入者は、解約時及び廃除時には STB を S・CAT に返還 (返却) するものとします。なお、加入者が故意にまたは過失により STB を故障、破損あるいは紛失した場合には損害金として別に定める料金を S・CAT に支払うものとします。

第17条 (S・CAT の保守責任)

1. S・CAT の維持管理責任の範囲は、放送センターから加入者宅内 V-ONU 機器まで、並びに STB とします。なお、加入者は S・CAT の施設維持管理の必要上 S・CAT のサービスが停止することがあることを承認するものとします。
2. 加入者の管理責任の範囲は、STB を除く V-ONU 機器の出力端子以降とします。

第18条 (設置場所の無償提供)

1. S・CAT または S・CAT の指定する業者は、S・CAT の管理施設の設置、検査、修理等を行うため、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等は無償で使用できるものとします。
2. 加入者は、S・CAT のサービスを受けることについて、家主・地主その他利害関係人があるときには、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

第19条 (加入者の禁止事項)

1. 加入者が、契約した受信機以外の施設機器を接続して S・CAT の管理施設を利用した場合には、その利用について違約追徴金を支払わねばならないものとします。無断で増設した設備については、改めて S・CAT または S・CAT の指定する業者による適切な設備工事を行った後でなければ使用できないものとします。
2. 加入者が無断で S・CAT のサービスを第三者に提供することは、有償・無償に係わらず禁止します。

第20条 (故障等)

1. S・CAT は、加入者から放送受信に異常がある旨の申し出があった場合は、これを調査し必要な措置を講ずるものとします。ただし、異常の原因が V-ONU 機器の出力端子以降の施設及び受信機等(STB を除く)による場合には、その調査及び修復に要する費用は加入者負担とします。
2. 加入者は、加入者の故意または過失により S・CAT の管理施設(STB を含む)に故障及び損傷を生じさせた場合は、その修復に要する費用を負担するものとします。

第21条 (一時停止及び再開)

1. 加入者は、S・CAT よりサービスの提供の一時停止またはその再開を希望する場合は、S・CAT 所定の書式によりその旨を申し出るものとします。この場合、停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間の利用料は第 11 条の規定に係わらず無料とします。
2. 前項の一時停止期間は、最長 6 ヶ月とし、必要に応じ STB を一時撤去させていただきます。
3. 加入者は、一時停止及び再開に要する費用を S・CAT に支払うものとします。

第22条 (放送内容の変更)

S・CAT は、止むを得ない事情によりサービス内容を変更することがあります。なお、変更によって起こる損害の賠償には応じません。

第23条 (設置場所の変更)

1. 加入者は、建物の増改築、新築または転居等により、施設の設置場所を変更する場合、1 ヶ月前までに S・CAT へ連絡するものとします。この場合、変更先が S・CAT のサービスエリア外の場合は、所定の手続きを行うものとします。
2. 前項の変更工事は、S・CAT 指定する業者が、加入者の負担により行うものとします。

第24条 (名義変更)

1. 次の場合には、S・CAT の承諾を得て加入者の名義を変更できるものとします。
 - (1) 相続する場合
 - (2) 新加入者が旧加入者の加入契約に定める STB 設置場所において S・CAT のサービスの提供を受けることについての旧加入者の権利義務を継承する場合。
2. 前項の名義変更を行う場合、新加入者となる者は S・CAT の確認を得た上で名義変更届を提出するものとします。

第25条 (加入申込書記載事項の変更)

加入者は、加入申込書記載のサービス内容の変更を希望する場合には、S・CAT 所定の書式により速やかに申し出るものとします。S・CAT は、加入者の申し出を承諾した場合は速やかに変更された契約内容に基づくサービスを提供します。

第26条 (解約)

1. 加入者は、加入契約を解約しようとする場合は、解約を希望する月の 7 日以上前に S・CAT 所定の書式により申し出るものとします。
2. 解約の場合、契約手数料等の払い戻しはいたしません。
3. 解約の場合、STB のレンタル料の払い戻しはいたしません。
4. 解約の場合、第 11 条の規定による利用料は解約日の属する月分まで支払うものとします。
5. 解約の場合、第 11 条 1 項 (3) の規定による年額の利用料は、年の途中で解約した場合でも払い戻しはいたしません。

6. 解約の場合、S・CAT はサービスの提供を停止し、映像停止措置または機器等を撤去し、加入者は料金表に定める解約時の費用を支払うものとします。ただし、映像停止措置または撤去に伴い加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合は、加入者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。
7. 加入者は契約成立日から6ヶ月未満に加入契約の解約を行った場合、別途料金表に定める加入契約内容に応じた短期解約違約金を支払うものとします。

第27条 (停止及び解除)

S・CAT は、加入者において本約款に違反する行為があった場合は、加入者に催告した上でサービスの提供を停止あるいは加入契約を解除することができるものとします。なお、停止の場合は第21条第3項の規定を、解除の場合は第26条第2項、3項、4項、5項及び第6項の規定を準用します。

第28条 (個人情報の取り扱いについて)

1. S・CAT は、保有する加入者個人情報については、別途定める個人情報保護規定に基づいて適正に取り扱います。また、加入申込者、解約者、紹介者、被紹介者及びアンケート協力者等についても、加入者に準じて取り扱います。
2. S・CAT は、利用目的の達成に必要な範囲内において、加入者個人情報を取り扱うとともに、保有する加入者個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

第29条 (加入者個人情報の利用目的)

1. S・CAT は、次に掲げる目的で、加入者個人情報を取り扱います。
 - (1) 有線一般放送事業、電気通信事業の各サービス及び各サービスに附帯するサービスの提供、加入者サポート業務、事務手続き、事務連絡及び営業活動を目的とした行為のため。
 - (2) サービスの提供を開始、継続、変更または終了する際に発生する諸業務（問合せ窓口対応、施工、アフターサービス、顧客管理、課金計算、料金請求、料金収納、督促、障害検知、復旧等）のため
 - (3) 各サービスに関する情報提供のため
 - (4) 各サービスの向上及びサービスの新規開発を目的とした利用者調査のため
 - (5) サービスの利用状況等に関する各種統計処理のため
 - (6) 解約、休止理由の調査、分析を行うため
2. S・CAT は、前項の利用目的に必要な範囲で加入者個人情報の一部をS・CATの業務委託先に預託できるものとします。
3. S・CAT は、必要な範囲で加入者個人情報の一部を番組供給会社に提供します。
4. S・CAT は、次に掲げる場合を除き、加入者個人情報を第三者に提供することはありません。（第三者への提供には、加入者個人情報の取扱いを委託する場合は含みません。）
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - (5) 加入者本人が書面等により同意した場合
 - (6) フレッツ・テレビ伝送サービスに関連して、NTT 東日本から請求があった場合
 - (7) さやまテレビ映像伝送サービスに関連して、当該光コラボ事業者から請求があった場合
5. S・CAT は、料金または工事に関する費用の適用もしくは本サービスを提供するにあたり必要があるときは、NTT 東日本及び光コラボ事業者からその料金または工事に関する費用の適用もしくは本サービスを提供するために I P 通信網契約者の情報を受け取ることがあります。

第30条 (B-CAS カード及びC-CAS カードの取り扱いについて)

1. B-CAS カードに関する取り扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CAS カード使用許諾約款契約」に定めるものとします。
2. C-CAS カードはS・CAT に所属し、C-CAS カードを必要とするSTB1台につきC-CAS カード1枚を無償貸与するものとし、S・CATの手配による以外のデータ追加・変更・改ざんを禁止し、それらが行われたことによるS・CAT及び第三者に及ぼされた損害・利益損失は、加入者が賠償するものとします。STBの解約時はS・CATに返却するものとします。また、S・CATは必要に応じて、加入者にC-CASカードの交換及び返却を請求することができるものとします。
3. 加入者が故意または過失によりB-CASカードおよびC-CASカードを破損または紛失した場合には、加入者はその損害分をS・CATに支払うものとします。

第31条 (契約者の地位及び支払の承継)

1. 相続または法人の合併により、加入者の地位の承継があったときは、相続人または合併後相続する法人もしくは合併により設立された法人は、S・CATがこれを証明する書類が必要とするときを除き、口頭、電話等により、速やかに届け出るものとします。
2. 前項の場合に、相続人が2人以上あるときは、そのうち1人をS・CATに対する代表者と定め、これを届け出ていただき、契約者に未払い金がある場合は、S・CATの指定する期限内にS・CATが指定する支払方法にて料金表に基づき支払うものとします。これを変更したときも同様とします。
3. 前項の規定による代表者の届出があるまでの間、S・CATはその相続人のうちから適宜選択した1人を代表者として扱います。

第32条 (免責事項)

1. S・CATは、次に該当する場合に対する損害の賠償には応じません。
 - (1) 天災地変その他S・CATの責に帰さない事由等によりサービスの提供の中止を余儀なくされた場合
 - (2) S・CATの責に帰さない事由または受信障害により放送内容の全部または一部に画面症状(画像の劣化、ブロック状のノイズ、画面の静止、受信不能等の症状をいいます。)が発生した場合
 - (3) S・CATの責に帰さない事由等により機器等が正常に動作しなかったことにより不具合が生じた場合
 - (4) 落雷などS・CATの責に帰さない事由等により、S・CATの管理施設に接続された加入者の施設及びテレビ受信機等が損傷した場合
 - (5) 録画機能付きSTBの利用について、録画機能及び録画物の再生機能に不具合が生じた場合
また、設置場所の変更、故障、サービスの解約等により、機器の交換や撤去を行った際の録画物の消失
2. S・CATはサービスの利用により発生した加入者と第三者との間に生じた加入者または第三者の損害、及びサービスを利用できなかったことにより発生した加入者と第三者との間に生じた加入者または第三者の損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。

第33条 (定め無き事項)

この約款に定め無き事項が生じた場合には、S・CAT及び加入者は契約締結の趣旨に従い、誠意を持って協議の上解決に当たるものとします。

第34条 (約款の改定)

この約款は、改定することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、改定後の約款によります。

(附則)

- (1) S・CATは、特に必要がある場合にはこの約款に特約を付すことができるものとします。
- (2) 本契約は、各世帯、事務所及び店舗等が個別に契約する場合に適用するものとします。
- (3) 一括購入、ホテル・旅館、業務用等については別に定めます。
- (4) この約款は平成29年3月1日より施行します。
- (5) この約款は一部改正の上、平成29年5月1日より施行します。
- (6) この約款は一部改正の上、平成31年3月1日より施行します。
- (7) この約款は一部改正の上、令和元年10月1日より施行します。
- (8) この約款は一部改正の上、令和3年2月1日より施行します。
- (9) この約款は一部改正の上、令和3年4月1日より施行します。
- (10) この約款は一部改正の上、令和3年9月1日より施行します。
- (11) この約款は一部改正の上、令和4年1月1日より施行します。
- (12) この約款は一部改正の上、令和4年5月1日より施行します。
- (13) この約款は一部改正の上、令和4年7月1日より施行します。